

令和8年4月に中学校に入学予定のお子様の保護者の皆様へ

就学援助 新入学学用品費の入学前支給のお知らせ

芦屋市では、令和8年4月に芦屋市立中学校に入学予定のお子様の保護者で、令和7年度就学援助費受給の認定となっている方を対象に、新入学学用品費を入学前（3月）に支給します。

（現在、就学援助費受給の認定となっているかたは、改めての手続きは必要ありません。）

就学援助とは

芦屋市では、経済的理由によって、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りのかたに対し、学用品費・給食費・修学旅行費等の援助を行う制度を設けています。



詳しい支給内容につきましては、右上の二次元バーコードからホームページをご覧ください。

新入学学用品費の入学前支給を受けることができる方

次の（１）～（３）の要件の全部に該当するかた

- （１）芦屋市に居住しているかた（令和8年4月の入学以前に芦屋市外に転出する方を除く）
- （２）令和8年4月にお子様が芦屋市立中学校に入学予定のかた
- （３）令和8年3月時点で令和7年度就学援助費の＜区分：準要保護＞認定となっているかた

※令和8年3月時点で、生活保護を受給している場合は、3月分保護費より支給されます。

【ご注意】 新入学学用品費を返還していただく場合があります。

入学前支給を受けた方で、上記の要件に該当しないことが判明した場合（市外へ転出した方や私立中学校への入学された方等）は、支給した新入学学用品費を返還していただくこととなります。要件に該当しない可能性のあるかたは、入学前の申請をご遠慮ください。（裏面のとおり入学後に申請することもできます。）

支給額・支給時期

◆支給予定額

63,000円（定額）

注）支給金額は、国の予算が確定していないため、変更となる場合があります。

◆支給時期・支給方法

令和8年3月に、就学援助費交付申請書に記入された振込口座に支給します。



現在、就学援助費の認定を受けていない方で下記要件に当てはまり、申請を希望される場合は、早急にお手続きいただきますよう、お願いします。

就学援助の要件（令和7年度基準）

- (1) 児童扶養手当を受けているかた（児童扶養手当は、母子家庭又はそれに準ずる家庭に支給される手当です。特別児童扶養手当や児童手当とは異なります）
- (2) 失業中のかた（該当者以外の所得合算額が(3)を満たす場合に限りです）
- (3) 令和6年中の世帯の総所得金額（所得のある方が2人以上いる場合は、全員の所得を合算した額）が次の基準額以下であるかた
- (4) 家計急変により、家計急変発生後1年間の所額が下記基準以下になる見込みである世帯

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上1人増すごとに
基準額	千円 2,279	千円 2,638	千円 2,936	千円 3,149	千円 3,485	千円 396

母子・父子世帯は300千円、障がい者を扶養する世帯は基準額に300千円をそれぞれ加算します。

申請手続き

◆申請場所（申請書提出先）

芦屋市教育委員会 管理課（芦屋市役所北館4F）40番窓口

◆受付期間

令和7年12月25日（木）まで

※就学援助の申請は上記期間後も2月末日まで随時受け付けておりますが、認定された場合、新入学学用品費の支給時期は6月頃を予定しておりますので、ご了承ください。

◆申請書・申請方法および就学援助費の支給内容につきましては、表面二次元バーコードからホームページをご参照ください。



【入学後に申請を希望される場合】

入学後、学校から配布します「就学援助についてのお知らせ」をご確認の上、手続きをしてください。

入学後に申請される場合でも、新入学学用品費の支給認定基準は今回の基準（所得基準等）と同様です。

認定された場合、新入学学用品費については6月頃に支給します。

お問い合わせ先 芦屋市精道町7番6号

芦屋市教育委員会 管理課

TEL 0797-38-2085